

令和5年度 文徳高等学校運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

- 男子：硬式野球部・軟式野球部・サッカーチーム・陸上部・ソフトテニス部・剣道部・相撲部・空手道部
ソフトボール部・ライフル射撃部・バレー部・バスケットボール部・弓道部・卓球部
バドミントン部・ハンドボール部
硬式テニス部・ダンス同好会
- 女子：陸上部・ソフトテニス部・剣道部・相撲部・空手道部・ソフトボール部・ライフル射撃部
バレー部・バスケットボール部・弓道部・卓球部・バドミントン部・ハンドボール部
硬式テニス部・ダンス同好会

2 活動の目標

- (1) 学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツを行い、学校生活に豊かさをもたらす。
- (2) スポーツに生涯親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を一層図るとともに、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

ア 1週間の練習日は週6日以内とする。

週1日の休業日を含めて、年間100日以上の休業日を設けるものとする。上記100日以上には、土・日・祝日、夏期・冬期・春期の長期休業日、考查期間を含める。

イ 定期考查の1週間前から考查中（但し、考查最終日は除く）にかけての練習は中止とする。

ただし、試験直後に公式戦の予定があり、試験期間中の練習を希望する運動部は、学習に支障がない活動時間・活動内容を計画し、試験期間部活動許可願を通して、校長の承認を得ることとする。

ウ 夏季及び冬季休業中の学校閉鎖中は、原則練習を実施しない。もし必要に応じて練習を実施する場合は、振替休養日を設けることとする。

(2) 練習時間

平日（4月～10月）3時間以内 （11月～3月）2時間以内
休日・長期休業日4時間以内

(3) 完全下校時間

平日（4月～10月）19:30 （11月～3月）18:30
休業日及び長期休業期間 17:00

(4) 共通の休養日

ア 定期考查前1週間および定期考查中（但し、考查最終日は除く）

○前期中間考查 考査前（6月8日～6月14日）考査中（6月15日～6月20日）計13日間

○前期期末考查 考査前（9月19日～9月25日）考査中（9月26日～9月29日）計11日間

○後期中間考查 考査前（11月21日～11月27日）考査中（11月28日～12月1日）計11日間

○後期期末考查 考査前（2月12日～2月18日）考査中（2月19日～2月22日）計11日間

イ 学校閉鎖期間

○夏季学校閉鎖期間 8月9日～8月16日 計8日間

○冬季学校閉鎖期間 12月29日～1月4日 計7日間

(5) 上記(2)の基準を超えた練習時間

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した運動競技会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

(2) 部費の徴収について

部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) 校内委員会について

学校関係者評議会が部活動校内委員会を兼ね、部活動の取り組みも議題に入れる。

令和5年度 文徳高等学校文化部活動に係る活動方針

1 本校の文化部活動

吹奏楽部・美術部・放送部・写真部・茶道同好会・英会話同好会・ロボット同好会
JRC同好会・囲碁将棋同好会・科学同好会・ディベート同好会・パソコン同好会

2 活動の目標

- (1)学校教育活動の一環として、科学技術・芸術文化等の活動に興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的に活動を行い、学校生活に豊かさをもたらす。
- (2)科学技術・芸術文化等に生涯親しむ能力や態度を育て、豊かな心や創造性を培うとともに、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

3 活動日、活動時間

(1) 活動日

ア 1週間の活動日は週6日以内とする。

週1日の休業日を含めて、年間100日以上の休業日を設けるものとする。上記100日以上には、土・日・祝日、夏期・冬期・春期の長期休業日、考查期間を含める。

イ 定期考查の1週間前から考查中（但し、考查最終日は除く）にかけての活動は中止とする。

ただし、試験直後に大会等の予定があり、試験期間中の練習を希望する文化部は、学習に支障がない活動時間・活動内容を計画し、試験期間部活動許可願を通して、校長の承認を得ることとする。

ウ 夏季及び冬季休業中の学校閉鎖中は、原則活動を実施しない。もし必要に応じて実施する場合は、振替休養日を設けることとする。

(2) 活動時間

平日（4月～10月）3時間以内 （11月～3月）2時間以内

休日・長期休業日4時間以内

(3) 完全下校時間

平日（4月～10月）19：30 （11月～3月）18：30

休業日及び長期休業期間 17：00

(4) 共通の休養日

ア 定期考查前1週間および定期考查中（但し、考查最終日は除く）

○前期中間考查 考査前（6月8日～6月14日）考査中（6月15日～6月20日）計13日間

○前期期末考查 考査前（9月19日～9月25日）考査中（9月26日～9月29日）計11日間

○後期中間考查 考査前（11月21日～11月27日）考査中（11月28日～12月1日）計11日間

○後期期末考查 考査前（2月12日～2月18日）考査中（2月19日～2月22日）計11日間

イ 学校閉鎖期間

○夏季学校閉鎖期間 8月9日～8月16日 計8日間

○冬季学校閉鎖期間 12月29日～1月4日 計7日間

(5) 上記(2)の基準を超えた活動時間

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 郊外活動、合宿等

校外活動や合宿等の実施にあたっては、文化部顧問が、1週間前までに活動内容、場所、時間、引率等について明記した校外活動届・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 大会等への参加

大会等への参加は、高文連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も文化部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した大会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

(2) 部費の徴収について

部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) 校内委員会について

学校関係者評議委員会が部活動校内委員会を兼ね、部活動の取り組みも議題に入れる。